

「ニセモノ」の 国内流通を防ぐために

特集

1

模倣品規制に関する法制度

特許庁総務部国際協力課



はじめに

2021年3月2日に閣議決定された、「特許法等の一部を改正する法律案」が同年5月14日に可決・成立し、同年同月21日に法律第42号として公布されました。本法律は、商標法および意匠法において、海外の事業者が、日本国内の個人への郵送等の方法により模倣品を日本国内に持ち込む行為について、権利侵害行為となることを明確化する内容を含むものであり、当該改正内容については2022年10月1日に施行されました。

これに併せて関税法も改正され、この改正により、海外の事業者が郵送等により日本国内の個人に発送する模倣品が「輸入してはならない

貨物」として、税関による差止め等取締りの対象となりました。

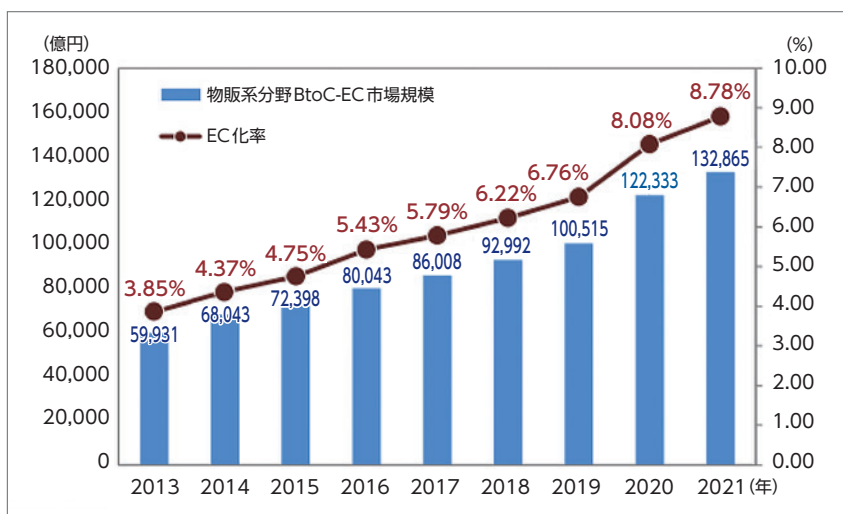
改正の必要が生じた経緯

(1) 個人輸入による模倣品被害の現状

近年、EC(電子商取引)サイトにおける取引の活性化や国際貨物に係る配送料金の低下を背景として、海外の事業者が国内の個人に対し、少量の模倣品を郵便等で直接販売し、送付する事例が急増しました。図1は、日本国内における物販系分野のBtoC電子商取引市場規模とEC化率の推移をそれぞれ表したものであり、両数値ともに毎年増加していることが分かります*1。

また、図2は、税関における知的財産侵害物品の輸入差止実績を表しています*2。左側のグラフ(緑色)が、その年に差し止められた輸入件数を表しており、右側のグラフ(青色)が、その年に差し止められた輸入物品の点数を表しています。2006年の数と近年の数を比較すると、近年に至り差止件数が約2万件から約3万件へと大きく増加している一方、差止点数は同程度または2006年を下回る数となっていることが分かります。このことから、税

図1 国内の物販系分野のBtoC電子商取引市場規模およびEC化率の推移

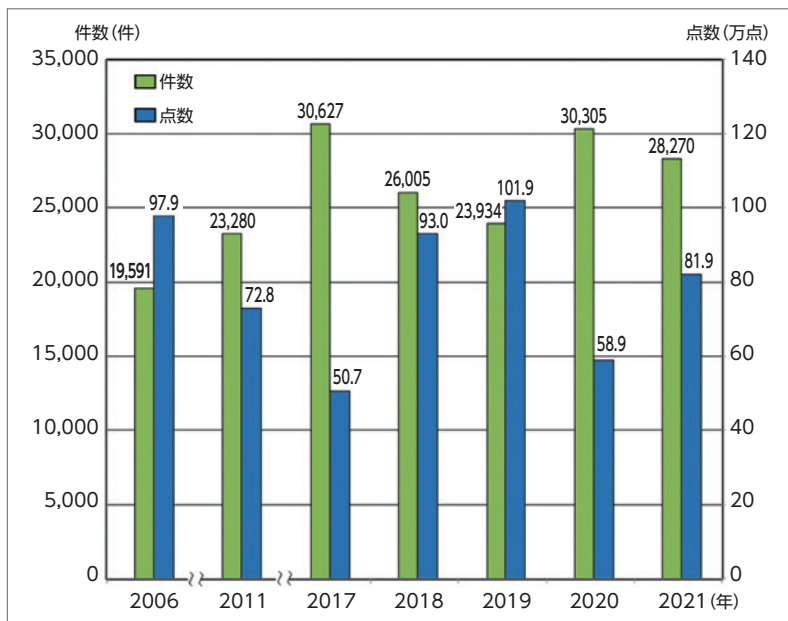


出典：経済産業省商務情報政策局情報経済課「令和3年度電子商取引に関する市場調査報告書」

*1 経済産業省商務情報政策局情報経済課「令和3年度電子商取引に関する市場調査報告書」(2022年8月)

*2 財務省「令和3年の税関における知的財産侵害物品の差止状況(詳細)」
https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2021/20220304a.htm

図2 税関における知的財産侵害物品の輸入差止実績



出典：財務省「令和3年の税関における知的財産侵害物品の差止状況(詳細)」

関において差止めの対象となる侵害貨物は小口化している傾向が見受けられます。

また、輸入差止物品に係る知的財産権別の構成比は、件数ベースでは商標権侵害物品が全体の96%を占めており*3、日本国内の商標を無断で付した模倣品の輸入差止めが多く見受けられます。

(2) 改正前の法令の概要*4

商標権または意匠権を侵害する物品は、日本国内に「輸入してはならない貨物」とされています(関税法69条の11第1項9号)。税関長は、そのような物品に該当する疑義のある貨物を発見した場合、当該貨物が権利侵害物品に該当するか否かについて、輸入者および権利者から証拠等の提供を受けて判断する認定手続を行います(同法69条の12第1項)。認定手続において、当該貨物が権利侵害物品と判断された場合、税関長は当該物品を没収することができます(同法69条の11第2項、同法69条の12第5項)。

没収の対象となる商標権または意匠権の侵害物品の輸入に当たるか否かについては、商標法および意匠法に基づいて判断されます。

商標法2条1項1号および2号においては、「商標」の定義として、標章であって「業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの」および「業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの」と定められています。

以上の商標法上の定義から、「業として」商品の生産等や役務の提供等に使用される標章が、商標法上の

「商標」として保護されることとなりますが、第三者が商標権者の商標と同じ標章を無断で使用したとしても、それが「業として」の使用に当たらない場合には、「商標」の使用には当たらず、商標権の侵害とならないこととなります。

また、意匠法23条においては、「意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する」と規定されており、「業として」の実施に当たらない第三者の行為に対しては、意匠権の効力は及ばないこととされています。

改正前の商標法および意匠法においては、商標の「使用」(商標法2条3項)および意匠の「実施」(意匠法2条2項)に当たる行為の1つである「輸入」とは、一般に外国から日本に到着した貨物を日本国内に引き取る行為や搬入する行為といった概念と理解されており、その行為の主体は貨物を引き取る側、すなわち日本国内の者となります*5。

*3 財務省「令和3年の税関における知的財産侵害物品の差止状況(資料)」
https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2021/20220304b.htm

*4 今般の改正で、条文番号の繰り下げ等も生じているところ、本稿では特記なき限り改正後の条文番号を記載する

*5 外国から日本国内へ貨物を持ち込む行為のうち、どの段階において「輸入」に当たると認めるかについては諸説あるが、本稿においてはこの点についての学説への言及を割愛する

そのため、登録商標を付した物品や登録意匠と同一の形状の物品を第三者が無断で輸入した場合であっても、その輸入が「業として」なされるものではない、すなわち事業性のない個人が日本国内において貨物を引き受ける場合であれば、当該個人の行為は商標法および意匠法において権利侵害に当たらず、当該物品は商標権または意匠権を侵害する物品に当たらないことから、関税法上「輸入してはならない貨物」に該当しないことになり、税関での没収等の対象から除外されていました*6。

法改正の概要

(1) 商標法および意匠法について

このたび改正された商標法においては、同法2条7項として「この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為が含まれるものとする」との定義規定が新設されました。

また、改正された意匠法においては、同法2条2項1号に定める実施行為の定義規定が「意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入(外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含む。以下同じ。)又は譲渡若しくは貸渡しの申出(譲渡又は貸渡しのための展示を含む。

以下同じ。)をする行為」との内容に改められました。

先述のとおり、商標の「使用」および意匠の「実施」に当たる「輸入」とは、一般に外国から日本に到着した貨物を日本国内に引き取る行為等といった概念と理解されており、本来その行為の主体は貨物を引き取る側、

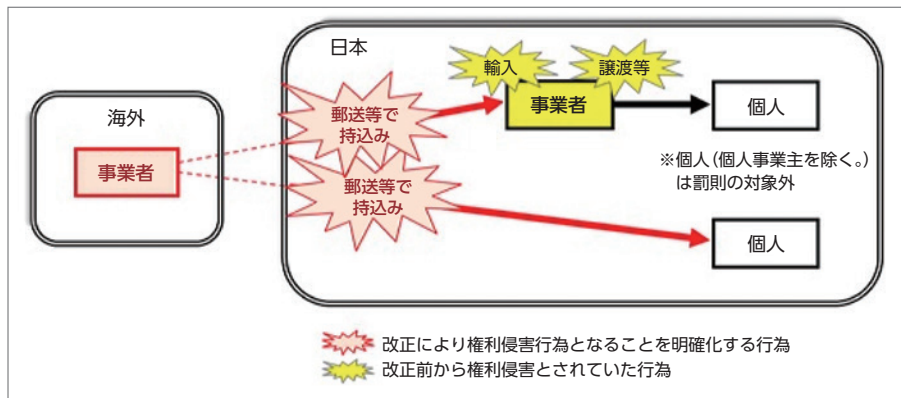
すなわち日本国内の者となります。しかしながら、これらの各改正により、外国にいる者が他人を利用して日本国内に貨物を持ち込ませる行為も「輸入」に含まれることになり、当該外国にいる者も「輸入」の主体とされました。その結果、外国にいる者が同行為を「業として」行う、すなわち事業性を有する場合、たとえ日本国内の貨物の受領者が事業性を有さずとも、同行為が権原なく行われた場合は、商標権または意匠権への侵害行為に該当することになりました(図3)。

なお、国内において権利侵害物品を引き受ける個人が事業性を有さない場合に、当該個人が商標権侵害または意匠権侵害の行為主体とならないことは改正前から変わらないため、当該個人は刑事罰の対象(商標法78条、78条の2、意匠法69条、69条の2)となりません。

(2) 関税法について

このような商標法および意匠法の改正に併せて、関税法も2022年3月に改正されました。具体的には、商標法および意匠法で権利侵害となることが明確化された行為により日本国内に持ち込まれる物品について、税関における取締りの対象とするため、新たに当該物品を、関税法における「輸入してはならない貨物」に加えることになりました(関税法69条の11第1項9号の2)。

図3 商標法および意匠法の改正のポイント



特許庁ウェブサイトより

*6 海外事業者の行為(国内の者に模倣品を直接販売・送付する行為)は、商標権等の侵害に該当するか商標法等の規定上、明確にされていない

また、従来制度において認定手続を行うに当たっては、輸入者が貨物について権利侵害物品に該当しない旨を主張する場合に、税関長が当該輸入者に証拠の提出を求めることができる規定は存在しませんでした。

しかしながら、改正後の関税法の実効性を確保するためには、認定手続を行うに当たり、税関長は、証拠に基づいて海外の仕出人に事業性があるか否かを認定する必要があります。

そこで、今回の改正に併せて、輸入者が認定手続において自身の輸入物品が権利侵害物品に当たらない旨を主張する場合に、当該輸入者に対して、その旨を証する書類等の提出を求めることができると定められました(関税法69条の12第4項)*7。

なお、事業性を有さない個人による輸入行為が、改正前と同様に刑事罰の対象(関税法109条2項、109条の2第2項)とならないことは、商標法および意匠法と同様です。

今後の課題や展望

昨今においてECサイトにおけるBtoC取引が急増していることは先述のとおりであり、一般消費者は日常的にECサイトを利用してブランド品を購入しています。そして、このようなECサイト取引環境において、海外から模倣品を日本の消費者に販売しようとする事業者は、残念ながら後を絶ちません。一般消費者は、事業性を有しない限り、たとえECサイト上で模倣品を購入したとしても、刑事罰の対象となることはありません。しかしながら、対価を支払って購入した物品が、商標権または意匠権を侵害する模倣品であった場合、当該物品は税関において差し止められ、消費者の手には何も渡らないこととなります。

このように、模倣品の購入により消費者が経済的損害を被らないためにも、今後、①模倣品は知的財産権を侵害する違法な物品であり、そもそも購入すべきでないこと ②ECサイトでの購入を含め、商品を購入する場合には、その商品が模倣品か否かを確認すべきであることを、一般消費者に啓発するとともに ③模倣品販売と思われるECサイトのページや模倣品の特徴・見分け方についても情報提供を行うことが、今後取り組むべき課題であると考えられます。

さいごに

特許庁では、一般消費者への啓発を目的として「コピー商品撲滅キャンペーン」*8を実施しています。2022年12月には、特にオンライン取引の機会が多く、コピー商品による被害にあいやすい20歳代および30歳代の年齢層に対して、コピー商品を購入しないという意識が浸透するよう、カワウソをモチーフにしたイメージキャラクター「カワンゾちゃん」を新たに作成しました。また、イメージキャラクターに合わせて「絶対買わんぞ! コピー商品」のキャッチコピーを掲げるとともに、今般の法改正の周知を図る内容にしました(図4)。

今後も越境ECによる模倣品の国内への流入を撲滅すべく、今般の法改正に関する啓発活動を積極的に行っていきます。

図4 「コピー商品撲滅キャンペーン」イメージ
(左:長老、中:カワンゾちゃん、右:ラッコ)



*7 具体的にどのような類型の書類が当該規定の対象となるかについては、関税法施行令62条の16第2項および関税法基本通達69の12-1-4の2において列挙されている

*8 特許庁「コピー商品撲滅キャンペーン ～絶対買わんぞ! コピー商品～」 <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/campaign/kawanzo/>